

## 公拓法の届出 ・ 申出制度

都市計画区域内の一定規模以上の土地を有償で譲り渡そうとする場合、あらかじめ届出が必要で、地方公共団体等は、その土地の買い取りを希望する場合、優先的に買い取りの協議を行うことができます。

また、都市計画区域内にある100㎡以上の土地について、地方公共団体等に買い取りを希望するとき、その旨を申し出ることができます。

### ▼届出が必要な土地

\* 都市計画区域内の1万㎡以上の土地

▼有償で譲り渡そうとする場合とは

\* 代物弁償、交換、売買の予約等を含みます。贈与、寄付、収用、競売等を含みません。

### ▼提出書類

\* 土地有償譲渡届出書または土地買取希望申出書

\* 土地の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺5万分の1以上の地形図）

### ▼届出後の土地譲渡の制限

届出後、一定期間土地の譲渡が禁止されます。

\* 買い取り協議を行う旨の通知

（届出等をした日から3週間以内）に通知）があった日から3週間以内

\* 通知がない場合には、届出等をした日から3週間以内

\* 買い取り希望がない旨の通知があった場合は、その通知があった時

### ▼国土法・公拓法に関するお問い合わせは

企画財政課企画係まで

☎ 62・9332 (有)9332

## 都市計画の開発許可

都市計画区域内において、一定規模以上の開発を行う場合には、都市計画法の許可を受けなければなりません。

### ▼許可を必要とする行為

3千㎡以上の土地の区画形質の変更

### ▼提出書類

開発行為許可申請書及び添付書類

### ▼提出先・問い合わせ先

建設課都市計画係  
☎ 62・9217 (有)9217

## 農地法の手続き

農地の売買や転用には農地法の許可が必要です。

### ▼許可を要する行為

\* 農地を耕作目的で売買する場合には農業委員会の許可が必要です。（3条申請）許可を受けずに行った売買は法的に無効であり、所有権移転登記ができません。

なお、資産保有や投資目的による売買、または農地を取得する適格者でない場合は許可されません。

\* 農地を転用、すなわち、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林などに用途を変更する場合には、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。（自分名義の農地を転用する場合は4条申請。他人名義の農地を買って、あるいは借りて転用する場合は5条申請）

4条申請・5条申請は次のような内容を審議します。

① 転用の目的は適正か。  
② 転用の面積は適当か。  
③ 付近の農地に与える影響はどうか。  
④ 転用の目的は、確実に実現できるかどうか。  
⑤ 農振農用地区域外であるか。  
⑥ 他の法令関係で手続きが必要かどうか。

▼届出が必要な行為

\* 自分名義の農地に2アール未満の農舎などの農業施設を設けるとき

\* 湿田など耕作条件が悪く水田の床上げ、また水田から畑地に転換する場合及び畑の盛土のとき

▼提出書類

農地法の申請には様々の要件がかかわってきます。事務局またはお近くの農業委員に相談してください。

### ▼申請者

本人もしくは委任を受けた有資格者

### ▼申請の受付

毎月10日まで

### ▼その他

\* 農地を転用して住宅や工場を建設する場合、農地法以外にも農振法や都市計画法等の他法令によつて建設等が規制される場合があります。

農用地区域は農振法（農業振興地域の整備に関する法律）に基づき市町村が都道府県に協議して、今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域として農業振興地域整備計画に定めているもので、農業公共投資はこの農用地区域内に集中して実施することになっています。

このためこの区域の農地転用は原則として許可されないこととなっています。

### ▼問い合わせ先

農業委員会事務局  
☎ 62・9234 (有)9234

## 林地の開発

地域森林計画の対象となっている民有林において、立木を伐採する場合や一定規模以上の土地の形質変更をする場合は、町への届出または知事の許可が必要になります。

### ▼届出が必要な場合

立木を伐採する場合は「伐採届及び伐採後の造林届出書」

書類の提出先は産業課林務係

### ▼許可が必要な場合

林地開発面積が1ha以上（または1ha未満でも将来的に1haを超える場合）は「林地開発許可申請書」

保安林の伐採・地形変更等

### \* 書類の提出先

諏訪地方事務所林務課  
産業課林務係  
☎ 62・9222 (有)9222

### ▼問い合わせ先

産業課林務係

